

国住指第356号  
令和6年2月8日

建築設計関係団体の長 殿

国土交通省住宅局建築指導課長  
(公印省略)

### 屋根及び外壁の改修に係る設計・施工上の留意事項について

屋根及び外壁の改修に関する建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）上の取扱いについて、別添の「屋根及び外壁の改修に関する建築基準法上の取扱いについて」（令和5年2月8日付け国住指355号）のとおり、特定行政庁等に通知したところです。

つきましては、別添に加えて、屋根及び外壁の改修に係る設計・施工上の留意事項を下記のとおりとりまとめたので、貴団体におかれましては、貴団体所属の事業者に周知いただきますようお願ひいたします。

#### 記

別添に記載のとおり、法第2条第14号に規定する大規模の修繕及び同条第15号に規定する大規模の模様替に該当しない屋根及び外壁の改修を行う際には、確認申請は不要である。

なお、確認申請を要さない改修であっても、当該改修後の建築物が構造耐力上又は防火上安全であることが明らかでない場合には、設計にあたり壁量計算や耐震診断による構造安全性の確認又は外装材等の防耐火性能の確保が必要となる。特に、既存の外壁に新しい仕上げ材をかぶせるような工法による改修を行う場合には、断熱材を含めて所定の防耐火性能が確保されるよう、ご注意いただきたい。